

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 31 年 2 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800424号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800115号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月31日は5万円、同年12月17日は12万円、平成18年7月31日及び同年12月31日は24万円に訂正することが必要である。
平成16年7月31日、同年12月17日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成16年7月31日、同年12月17日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年12月
④ 平成18年7月
⑤ 平成18年12月

A社に勤務した期間のうち、各請求期間において、同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、④及び⑤について、B社から提出されたA社における請求者に係る平成16年分及び平成18年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同僚から提出された賞与に係る支払明細書並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が当該各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、各請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求者の請求期間①、②、④及び⑤に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万円、請求期間②は12万円、請求期間④及び⑤は24万円とすることが妥当である。
また、請求期間①、②、④及び⑤に係る賞与の支給年月日については、A社の回答及び同僚から提出された賞与に係る支払明細書により、請求期間①は平成16年7月31日、請求期

間②は同年 12 月 17 日、請求期間④は平成 18 年 7 月 31 日、請求期間⑤は同年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が残っていないため不明である旨陳述しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③について、請求者は当該期間の賞与に係る支払明細書等を保管していない上、A社及びB社も当時の資料は保管していないことから、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間③においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800425号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800116号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月31日は5万円、平成17年7月30日は18万円、平成19年6月30日は22万円に訂正することが必要である。

平成16年7月31日、平成17年7月30日及び平成19年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月31日、平成17年7月30日及び平成19年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成17年7月
③ 平成19年6月

A社に勤務した期間のうち、各請求期間において、同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出されたA社における請求者に係る平成16年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、請求者から提出された給与及び賞与に係る支払明細書、C市から提出された請求者に係る平成18年度及び平成20年度の市民税府民税課税台帳並びに同社の事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の各期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、各請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万円、請求期間②は18万円、請求期間③は22万円とすることが妥当である。

また、請求期間①、②及び③に係る賞与の支給年月日については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、同社の回答及び同僚から提出された賞与に係る支払明細書により、請求期間①は平成16年7月31日、請求期間②は平成17年7月30日、請求期間③は平成19年6月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、資料が残っていないため不明である旨陳述しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800430号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800117号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成26年12月1日から平成28年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成26年12月から平成27年3月までは11万円を20万円、同年4月から平成28年6月までは11万円を26万円とする。

平成26年12月から平成28年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月から平成28年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成28年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年7月は11万円を26万円とする。

平成28年7月の訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月1日から平成28年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成26年12月1日から平成28年7月1日までの期間は、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日(平成30年8月3日。以下「訂正請求書受付日」という。)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用される期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、請求期間のうち、平成26年12月1日から平成28年7月1日までの期間については、請求者及びA社から提出された給与明細表から、請求者が当該期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から平成 28 年 6 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を年金事務所に納付した旨回答している上、請求期間のうち平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日までの期間における標準報酬月額の改定又は決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同被保険者報酬月額算定基礎届を、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 9 月 18 日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、当該期間は、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、前述の給与明細表により、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細表により確認できる報酬月額から、26 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800515号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800046号

第1 結論

昭和52年3月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年3月から昭和53年3月まで

私は、昭和52年2月に会社を退職したため、同年3月頃に、オレンジ色の年金手帳を携え、A県B市役所において私自身の国民年金及び国民健康保険の加入手続を一緒に行い、請求期間の国民年金保険料については、婚姻前に当該保険料の納付書を私の父に手渡し、私の父が納付してくれたと思う。

両親は既に亡くなっており、詳細は不明だが、請求期間の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社退職後の昭和52年3月頃に、年金手帳を携えB市役所において国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は昭和54年3月31日にB市において払い出されており、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄を見ると、同年2月1日に届出を行ったとする記載が確認できることから、昭和52年3月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、上記の届出時点において、請求期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、請求者から、請求者の父が当該保険料を過年度納付したとする旨の陳述はない上、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該保険料を納付したとする請求者の父は既に亡くなっており、当時の具体的な状況について確認することができない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、旧姓を含む複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、B市において請求期間当時に払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者の父が、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800432号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800114号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年2月1日から昭和63年6月1日まで

A社には、昭和61年から平成16年までの期間において継続して勤務したにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間についても、A社において仕事に従事し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主は、請求者が請求期間も勤務していた旨及び請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除した旨、回答及び陳述しているものの、それを確認できる資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について、確認することができない。

また、オンライン記録及び事業所番号等索引簿によると、A社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、再び厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間終期の昭和63年6月1日であることから、請求期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、これらの記録内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、請求期間の前後の期間にA社における厚生年金保険被保険者記録があり所在が確認できた者に照会したが、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800420号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800118号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年4月22日から昭和41年1月4日まで
② 昭和42年4月26日から昭和48年2月12日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所における被保険者資格取得年月日が昭和41年1月4日、資格喪失年月日が昭和42年4月26日と記録されているが、同事業所には、高校を卒業後の昭和38年4月22日から昭和48年2月12日まで勤務していた。

A事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年4月22日に、喪失年月日を昭和48年2月12日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、高校を卒業後、A事業所内の寮に住所を移し、昭和38年4月22日から昭和48年2月12日までの期間、同事業所で氷の製造及び運搬担当として勤務していた旨陳述している。

しかしながら、A事業所の請求期間①及び②当時の事業主は既に亡くなっているところ、現在の事業主は、当該各期間における請求者の勤務実態等は不明である旨回答している上、同事業所で社会保険事務を担当していた者も既に亡くなっているため、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間①及び②にA事業所における厚生年金保険被保険者記録があり所在の判明した者に照会し、複数の者から回答及び陳述を得たが、請求者の勤務実態等に係る具体的な回答等はなく、請求期間①及び②における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、これらの者から確認することができない。

さらに、戸籍の附票により、昭和38年4月22日から昭和48年2月12日までの期間における請求者の住所はA事業所の所在地と同じであることが確認できるものの、当該事情のみをもって、請求期間①及び②における請求者の具体的な勤務実態等をうかがうことはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認及び推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800614号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800119号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和64年1月1日から平成4年10月1日まで

私は、昭和62年10月にA社を設立し、同社の代表取締役役に就任していたが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は平成4年10月1日と記録されている。

しかし、A社では、遅くとも昭和64年1月から厚生年金保険に加入していたと思う。

今回、A社に係る昭和62年10月から平成4年7月までの期間の決算報告書等を提出するので、調査の上、同社における資格取得年月日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、i) 商業登記の記録により、A社は、昭和62年10月20日に設立されていることが確認できるが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成4年10月1日であり、請求期間において、同社が適用事業所であった記録は見当たらないこと、ii) 請求者は、A社の設立時以降、請求期間において、継続して同社の代表取締役であるところ、請求期間に係る給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について確認することができないこと、iii) A社の元取締役は、同社における厚生年金保険の加入等について詳しいことは分からない旨回答しており、同社の請求期間における厚生年金保険の届出及び保険料控除の状況について確認することができないことなどから、既に平成30年9月18日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回、A社に係る昭和62年10月から平成4年7月までの期間の決算報告書等を提出するので、記録を訂正してほしい旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間のうち、昭和64年1月1日から平成4年7月31日までの期間については、請求者から提出されたA社に係る決算報告書及び総勘定元帳において、厚生年金保険料に係る記載がない上、平成4年8月1日から同年10月1日までの期間については、新たな資料の提出はなく、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができず、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書には、特例対象者(請求者)が、請求対象事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつ

たと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、商業登記の記録において、請求者は、請求期間を含めA社における唯一の代表取締役であり、保険料の納付義務を履行する職責があったと認められる上、同社に係る健康保険厚生年金保険の新規適用及び自身に係る被保険者資格取得の届出に関与していなかったとは考え難い。

したがって、仮に、請求者が、請求期間に係る厚生年金保険料を報酬から控除されていたことが認められたとしても、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。